

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 規則

ページ

- 北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 3
- 北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 10

◇ 公告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課】 17
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（3件）【技術監理局契約部契約課】 19
- 物品調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 34

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法に基づく措置に要する費用に係る扶養義務者等からの徴収額を、市町村民税の所得割の額を基準として算定することにしました。

この規則は、令和2年11月20日から施行することにしました。

◇北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則

知的障害者福祉法に基づく措置に要する費用に係る扶養義務者等からの徴収額を、市町村民税の所得割の額を基準として算定することにしました。

この規則は、令和2年11月20日から施行することにしました。

北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第69号

北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則

北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則（昭和61年北九州市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「の規定による」を「に規定する」に改め、「又は所得税」を削り、同項第1号中「第25条第7号」を「第25条第6号」に、「同条第7項」を「支援法第5条第7項」に改め、同条第2項中「の規定による」を「に規定する」に改め、同条第3項中「入所被措置者（法第18条第2項）」を「法第18条第2項に規定する措置（同項）」に改め、「を受けている者」を削り、「限る。）」の次に「に係る被措置者」を加える。

別表第2中

「

C 1	A階層及びB階層を除き前	当該年度分の市町村民税所得割非課税（均等割のみ課税）の者
C 2	年分の所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割課税の者
D 1	A階層及びB	所得税年額15,000円以下
D 2	階層を除き前	15,001円から40,000円まで
D 3	年分の所得税	40,001円から70,000円まで
D 4	課税の者	70,001円から183,000円まで
D 5		183,001円から403,000円まで
D 6		403,001円から703,000円まで
D 7		703,001円から1,078,000円まで
D 8		1,078,001円から1,632,000円まで
D 9		1,632,001円から2,303,000円まで
D 10		2,303,001円から3,117,000円まで

を

D 1 1	3, 1 1 7, 0 0 1 円から 4, 1 7 3, 0 0 0 円まで
D 1 2	4, 1 7 3, 0 0 1 円から 5, 3 3 4, 0 0 0 円まで
D 1 3	5, 3 3 4, 0 0 1 円から 6, 6 7 4, 0 0 0 円まで
D 1 4	6, 6 7 4, 0 0 1 円以上

C	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯	
D 1	A階層からC	1 2, 0 0 0 円以下
D 2	階層までを除	1 2, 0 0 1 円から 3 0, 0 0 0 円まで
D 3	き当該年度分	3 0, 0 0 1 円から 6 0, 0 0 0 円まで
D 4	の市町村民税	6 0, 0 0 1 円から 9 6, 0 0 0 円まで
D 5	の課税世帯で	9 6, 0 0 1 円から 1 8 9, 0 0 0 円まで
D 6	あって、その	1 8 9, 0 0 1 円から 2 7 7, 0 0 0 円まで
D 7	市町村民税所	2 7 7, 0 0 1 円から 3 4 8, 0 0 0 円まで
D 8	得割の額の区	3 4 8, 0 0 1 円から 4 6 5, 0 0 0 円まで
D 9	分が次の区分	4 6 5, 0 0 1 円から 5 9 4, 0 0 0 円まで
D 1 0	に該当する世	5 9 4, 0 0 1 円から 7 1 6, 0 0 0 円まで
D 1 1	帯	7 1 6, 0 0 1 円から 8 6 4, 0 0 0 円まで
D 1 2		8 6 4, 0 0 1 円から 1, 0 5 6, 0 0 0 円まで
D 1 3		1, 0 5 6, 0 0 1 円から 1, 2 3 8, 0 0 0 円まで
D 1 4		1, 2 3 8, 0 0 1 円から 1, 4 3 9, 0 0 0 円まで
D 1 5		1, 4 3 9, 0 0 1 円以上

改め、同表の備考第5項中「C 1の項及びC 2の項」を「Cの項及びD 1の項からD 1 5の項まで」に改め、同表の備考第6項を削り、同表の備考第7項本文中「の規定による」を「に規定する」に改め、同項ただし書中「、均等割又は所得割の額の計算においては」及び「とし、所得割の額の計算においては、

同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないもの」を削り、同項を同表の備考第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

(1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下この号において「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下この号において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(4) 扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は、零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規

定する額) に同法第 3 1 4 条の 3 第 1 項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

同表の備考中第 8 項を削り、第 9 項を第 8 項とする。

別表第 4 中

C 1	A 階層及び B 階層を除き前	当該年度分の市町村民税所得割非課税 (均等割のみ課税) の者
C 2	年分の所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割課税の者
D 1	A 階層及び B 階層を除き前	所得税年額 15, 000 円以下
D 2	年分の所得税	15, 001 円から 40, 000 円まで
D 3	課税の者	40, 001 円から 70, 000 円まで
D 4		70, 001 円から 183, 000 円まで
D 5		183, 001 円から 403, 000 円まで
D 6		403, 001 円から 703, 000 円まで
D 7		703, 001 円から 1, 078, 000 円まで
D 8		1, 078, 001 円から 1, 632, 000 円まで
D 9		1, 632, 001 円から 2, 303, 000 円まで
D 10		2, 303, 001 円から 3, 117, 000 円まで
D 11		3, 117, 001 円から 4, 173, 000 円まで
D 12		4, 173, 001 円から 5, 334, 000 円まで
D 13		5, 334, 001 円から 6, 674, 000 円まで
D 14		6, 674, 001 円以上

C	A 階層及び B 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ	の世帯
D 1	A 階層から C	12, 000 円以下

D 2	階層までを除 き当該年度分 の市町村民税 の課税世帯で あって、その 市町村民税所 得割の額の区 分が次の区分 に該当する世 帯	12,001円から30,000円まで
D 3		30,001円から60,000円まで
D 4		60,001円から96,000円まで
D 5		96,001円から189,000円まで
D 6		189,001円から277,000円まで
D 7		277,001円から348,000円まで
D 8		348,001円から465,000円まで
D 9		465,001円から594,000円まで
D 10		594,001円から716,000円まで
D 11		716,001円から864,000円まで
D 12		864,001円から1,056,000円ま で
D 13		1,056,001円から1,238,000 円まで
D 14		1,238,001円から1,439,000 円まで
D 15		1,439,001円以上

に

改める。

別表第5中

C 1	A階層及びB 階層を除き前 年分の所得税 非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割非課税（均等割 のみ課税）の者
C 2	年分の所得税 非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割課税の者
D 1	A階層及びB 階層を除き前 年分の所得税 課税の者	所得税年額15,000円以下
D 2		15,001円から40,000円まで
D 3		40,001円から70,000円まで
D 4		70,001円から183,000円まで
D 5		183,001円から403,000円まで
D 6		403,001円から703,000円まで
D 7		703,001円から1,078,000円ま

	で
D 8	1, 078, 001円から1, 632, 000円まで
D 9	1, 632, 001円から2, 303, 000円まで
D 10	2, 303, 001円から3, 117, 000円まで
D 11	3, 117, 001円から4, 173, 000円まで
D 12	4, 173, 001円から5, 334, 000円まで
D 13	5, 334, 001円から6, 674, 000円まで
D 14	6, 674, 001円以上

を

C	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯
D 1	A階層からC階層までを除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯
D 2	12, 000円以下
D 3	12, 001円から30, 000円まで
D 4	30, 001円から60, 000円まで
D 5	60, 001円から96, 000円まで
D 6	96, 001円から189, 000円まで
D 7	189, 001円から277, 000円まで
D 8	277, 001円から348, 000円まで
D 9	348, 001円から465, 000円まで
D 10	465, 001円から594, 000円まで
D 11	594, 001円から716, 000円まで
D 12	716, 001円から864, 000円まで
D 13	864, 001円から1, 056, 000円まで
D 14	1, 056, 001円から1, 238, 000円まで

に

D 1 4	1, 2 3 8, 0 0 1円から1, 4 3 9, 0 0 0 円まで
D 1 5	1, 4 3 9, 0 0 1円以上

」

改め、同表の備考第1項中「額は」と」の次に「、同表の備考第7項第3号及び第4号中「扶養義務者」とあるのは「被措置者及びその扶養義務者」と」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第70号

北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則

北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則（昭和46年北九州市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「の規定による」を「に規定する」に改め、「又は所得税」を削り、同項第1号中「第25条第7号」を「第25条第6号」に改め、同条第2項中「の規定による」を「に規定する」に、「通所等措置者」を「通所等被措置者」に改める。

別表第2中

C1	A階層及びB階層を除き前	当該年度分の市町村民税所得割非課税（均等割のみ課税）の者
C2	年分の所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割課税の者
D1	A階層及びB階層を除き前	所得税年額15,000円以下
D2	年分の所得税	15,001円から40,000円まで
D3	課税の者	40,001円から70,000円まで
D4		70,001円から183,000円まで
D5		183,001円から403,000円まで
D6		403,001円から703,000円まで
D7		703,001円から1,078,000円まで
D8		1,078,001円から1,632,000円まで
D9		1,632,001円から2,303,000円まで
D10		2,303,001円から3,117,000円まで
D11		3,117,001円から4,173,000円まで
D12		4,173,001円から5,334,000円まで

を

		円まで
D 1 3		5, 3 3 4, 0 0 1円から6, 6 7 4, 0 0 0円まで
D 1 4		6, 6 7 4, 0 0 1円以上

C	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯	
D 1	A階層からC	1 2, 0 0 0円以下
D 2	階層までを除	1 2, 0 0 1円から3 0, 0 0 0円まで
D 3	き当該年度分	3 0, 0 0 1円から6 0, 0 0 0円まで
D 4	の市町村民税	6 0, 0 0 1円から9 6, 0 0 0円まで
D 5	の課税世帯で	9 6, 0 0 1円から1 8 9, 0 0 0円まで
D 6	あって、その	1 8 9, 0 0 1円から2 7 7, 0 0 0円まで
D 7	市町村民税所	2 7 7, 0 0 1円から3 4 8, 0 0 0円まで
D 8	得割の額の区	3 4 8, 0 0 1円から4 6 5, 0 0 0円まで
D 9	分が次の区分	4 6 5, 0 0 1円から5 9 4, 0 0 0円まで
D 1 0	に該当する世	5 9 4, 0 0 1円から7 1 6, 0 0 0円まで
D 1 1	帯	7 1 6, 0 0 1円から8 6 4, 0 0 0円まで
D 1 2		8 6 4, 0 0 1円から1, 0 5 6, 0 0 0円まで
D 1 3		1, 0 5 6, 0 0 1円から1, 2 3 8, 0 0 0円まで
D 1 4		1, 2 3 8, 0 0 1円から1, 4 3 9, 0 0 0円まで
D 1 5		1, 4 3 9, 0 0 1円以上

に

改め、同表の備考第5項中「C 1の項及びC 2の項」を「Cの項及びD 1の項からD 1 5の項まで」に改め、同表の備考第6項を削り、同表の備考第7項本文中「の規定による」を「に規定する」に改め、同項ただし書中「、均等割又は所得割の額の計算においては」及び「とし、所得割の額の計算においては、同法第3 1 4条の7及び第3 1 4条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないもの」を削り、同項を同表の備考第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

(1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下この号において「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下この号において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(4) 扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は、零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

同表の備考中第8項を削り、第9項を第8項とする。

別表第4中

C 1	A階層及びB階層を除き前	当該年度分の市町村民税所得割非課税（均等割のみ課税）の者
C 2	年分の所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割課税の者
D 1	A階層及びB階層を除き前	所得税年額15,000円以下
D 2	年分の所得税	15,001円から40,000円まで
D 3	課税の者	40,001円から70,000円まで
D 4		70,001円から183,000円まで
D 5		183,001円から403,000円まで
D 6		403,001円から703,000円まで
D 7		703,001円から1,078,000円まで
D 8		1,078,001円から1,632,000円まで
D 9		1,632,001円から2,303,000円まで
D 10		2,303,001円から3,117,000円まで
D 11		3,117,001円から4,173,000円まで
D 12		4,173,001円から5,334,000円まで
D 13		5,334,001円から6,674,000円まで
D 14		6,674,001円以上

を

C	A階層及びB階層を除き	当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯
D 1	A階層からC	12,000円以下
D 2	階層までを除	12,001円から30,000円まで
D 3	き当該年度分	30,001円から60,000円まで
D 4	の市町村民税	
	の課税世帯で	60,001円から96,000円まで

D 5	あつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	96,001円から189,000円まで
D 6		189,001円から277,000円まで
D 7		277,001円から348,000円まで
D 8		348,001円から465,000円まで
D 9		465,001円から594,000円まで
D 10		594,001円から716,000円まで
D 11		716,001円から864,000円まで
D 12		864,001円から1,056,000円まで
D 13		1,056,001円から1,238,000円まで
D 14		1,238,001円から1,439,000円まで
D 15		1,439,001円以上

に

改める。

別表第5中

「

C 1	A階層及びB階層を除き前	当該年度分の市町村民税所得割非課税（均等割のみ課税）の者
C 2	年分の所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割課税の者
D 1	A階層及びB階層を除き前	所得税年額15,000円以下
D 2	年分の所得税	15,001円から40,000円まで
D 3	課税の者	40,001円から70,000円まで
D 4		70,001円から183,000円まで
D 5		183,001円から403,000円まで
D 6		403,001円から703,000円まで
D 7		703,001円から1,078,000円まで
D 8		1,078,001円から1,632,000円まで

を

D 9	1, 6 3 2, 0 0 1円から2, 3 0 3, 0 0 0円まで
D 1 0	2, 3 0 3, 0 0 1円から3, 1 1 7, 0 0 0円まで
D 1 1	3, 1 1 7, 0 0 1円から4, 1 7 3, 0 0 0円まで
D 1 2	4, 1 7 3, 0 0 1円から5, 3 3 4, 0 0 0円まで
D 1 3	5, 3 3 4, 0 0 1円から6, 6 7 4, 0 0 0円まで
D 1 4	6, 6 7 4, 0 0 1円以上

C	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯	
D 1	A階層からC	1 2, 0 0 0円以下
D 2	階層までを除	1 2, 0 0 1円から3 0, 0 0 0円まで
D 3	き当該年度分	3 0, 0 0 1円から6 0, 0 0 0円まで
D 4	の市町村民税	6 0, 0 0 1円から9 6, 0 0 0円まで
D 5	の課税世帯で	あって、その
D 6	あって、その	9 6, 0 0 1円から1 8 9, 0 0 0円まで
D 7	市町村民税所	1 8 9, 0 0 1円から2 7 7, 0 0 0円まで
D 8	得割の額の区	2 7 7, 0 0 1円から3 4 8, 0 0 0円まで
D 9	分が次の区分	3 4 8, 0 0 1円から4 6 5, 0 0 0円まで
D 1 0	に該当する世	4 6 5, 0 0 1円から5 9 4, 0 0 0円まで
D 1 1	帯	5 9 4, 0 0 1円から7 1 6, 0 0 0円まで
D 1 2		7 1 6, 0 0 1円から8 6 4, 0 0 0円まで
D 1 3		8 6 4, 0 0 1円から1, 0 5 6, 0 0 0円まで
D 1 4		1, 0 5 6, 0 0 1円から1, 2 3 8, 0 0 0円まで
D 1 5		1, 2 3 8, 0 0 1円から1, 4 3 9, 0 0 0円まで
		1, 4 3 9, 0 0 1円以上

に

改め、同表の備考第1項を削り、同表の備考第2項中「額は」との次に「、同表の備考第7項第3号及び第4号中「扶養義務者」とあるのは「被措置者及びその扶養義務者」と」を加え、同項を同表の備考第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、行動援護について、所要時間が7時間30分以上の日に係る被措置者及びその扶養義務者から徴収する費用の額は、税額等による階層区分に応じ、徴収額の欄に掲げる額に1.6を乗じて得た額とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市公告第 770 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出とみなし、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 2 年 1 1 月 2 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）V I E R R A 小倉

北九州市小倉北区浅野一丁目 1 番 1 号ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

J R 西日本不動産開発株式会社

大阪市北区中之島二丁目 2 番 7 号

代表取締役 國廣敏彦

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（1） 変更前 1, 5 2 7 平方メートル

（2） 変更後 3, 6 2 8 平方メートル

4 変更する年月日

令和 3 年 7 月 1 5 日

5 届出年月日

令和 2 年 1 1 月 1 3 日

6 縦覧場所

（1） 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

（2） 北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号

北九州市小倉北区役所総務企画課

7 縦覧期間

この公告の日から令和 3 年 3 月 2 2 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに令和 2 年 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分か

ら午後 5 時まで

8 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 3 年 3 月 22 日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第771号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年11月20日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

家庭ごみ収集用指定袋 1,005万枚

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期限 令和3年8月31日

(4) 納入場所 市の指示する場所

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

いずれも入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

ア 860万枚 令和3年2月頃

イ 1,050万枚 令和3年5月頃

ウ 1,075万枚 令和3年7月頃

(6) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

(7) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-

2 (2) に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 入札を行おうとする購入品目又はこれの同等品について、この公告日以前の5年間に、国、地方公共団体等の官公署（外国の官公署を含む。）又は北九州市の外郭団体及びこれに準じる団体からの発注に対し、遅滞なく誠実に納入した実績（納入数量の合計が201万枚以上であるものに限る。）があること。

(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和2年12月2日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和2年12月18日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法に

より交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和2年12月2日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和2年12月2日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和2年12月10日から同月17日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月18日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和2年12月17日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和2年12月18日午後2時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Clear plastic bag for household garbage

Quantity: 10,050,000 sheets

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m., December 18, 2020

For tenders submitted by mail :

5:00p.m., December 17, 2020

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第772号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年11月20日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

軽油（軽油引取税免税・1月分） 3万400リットル

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 令和3年1月1日から同月31日まで

(4) 納入場所 北九州市小倉北区浅野二丁目地先（藍島～小倉航路小倉 棧橋） こくら丸又は代船

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

ア 3万1,000リットル 令和2年12月頃

イ 2万9,700リットル 令和3年1月頃

(6) 最初の契約に係る入札公告日 令和2年2月7日

(7) 入札方法 1リットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

(8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるもの

とする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和2年12月4日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和2年12月21日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和2年12月4日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

（ア） 提出期間

この公告の日から令和2年12月4日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

（イ） 提出場所

第1号アの場所

（ウ） 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

（5） 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和2年12月14日から同月18日までの毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月21日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和2年12月18日午後5時までに必着のこと。

（6） 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和2年12月21日午後2時10分

6 その他

（1） 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

（2） 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。
ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。
ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Gas oil

Forecasted Quantity : 30,400L

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m., December 21, 2020

For tenders submitted by mail :

5:00p.m., December 18, 2020

(3) For further information, please contact: Contracts Division,

Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第773号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年11月20日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

白灯油（1月分） 14キロリットル

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 令和3年1月1日から同月31日まで

(4) 納入場所

ア 北九州市門司区新門司三丁目79番地 新門司工場

イ 北九州市小倉北区西港町96番地の2 日明工場

ウ 北九州市八幡西区夕原町2番1号 皇后崎工場

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

ア 38キロリットル 令和2年12月頃

イ 52キロリットル 令和3年1月頃

(6) 最初の契約に係る入札公告日 令和2年2月7日

(7) 入札方法 1キロリットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

(8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得

て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

（2） 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

（3） その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2） 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

（3） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和2年12月4日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

（1） 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和2年12月21日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

（2） 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和2年12月4日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和2年12月4日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和2年12月14日から同月18日までの毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月21日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和2年12月18日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和2年12月21日午後2時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of White Kerosene

Forecasted Quantity : 14KL

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p. m., December 21, 2020

For tenders submitted by mail :

5:00p.m. , December 18, 2020

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第774号

次の物品について、一般競争入札により物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年11月20日

北九州市長 北橋 健治

1 調達内容	購入品目及び数量	防火服上衣（墜落制止用器具付）他3品 一式
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	履行期限	令和3年3月31日
	納入場所	北九州市消防局（北九州市小倉北区大手町3番9号）
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注1）に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	実績	平成30年度以降において、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した1件160万円を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績（随意契約によるものを含む。）があること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書提出期間	この公告の日から令和2年12月1日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	令和2年12月7日から同月11日まで（注2）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月14日午前9時から午後2時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和2年12月14日午後2時10分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	入札方法	総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。
	電子入札案件	この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。
8 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札 （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	（1） この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2） 入札説明書及び仕様書は、北九州市技術監理局契約部ホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難い場合は、第3項に示す場所及び期間において無償で交付する。 （3） この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。 （4） 原則として、入札者名義のICカード（注3）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。 （5） この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2017）とする。	
注1 北九州市物品等供給契約の競争参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		
注2 この公告第3項から第5項までに規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。		
注3 北九州市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領第3条に規定するICカードをいう。		